

3 差別事案対応における各機関との連携

差別事案に対応するためには、支援課や障害者生活支援センターのみで解決を図るのではなく、従来の福祉の領域に関わる機関のみならず、地域の関係機関がそれぞれの役割を生かした中で、協力・連携を図りながら支援していくことが必要です。

（1）支援課の役割

① 障害者差別の相談を受けた場合

検討会議（サービス調整会議）を開催すると共に関係機関を招集します。障害者生活支援センターと連携して調査および助言、調整を行います。

② 虐待の可能性が疑われる場合

速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、その対応について関係機関と協議する。⇒虐待のスキームに移行する。

③ 差別の申立てが行われたとき

検討会議（サービス調整会議）を開催し、関係機関を招集するとともに、障害者生活支援センターに連携を要請し、条例に基づく調査を行い、障害者の権利の擁護に関する委員会に対し報告します。

（2）障害者生活支援センターの役割

① 障害者差別の相談を受けた場合

検討会議（サービス調整会議）の開催を要請し、差別事案にもよりますが、申立て以前の段階における調査の主体として相談者を支援すると共に、差別をしたと思われる当事者と相談者の間に立って助言及び調整を行います。

② 虐待の可能性が疑われる場合

障害者虐待と疑われる場合は、支援課と連携して、速やかに当該障害者の事実の確認及び安全の確保を行い、事例に即した適切な対応をとることとします。⇒虐待のスキームに移行する。

③ 差別の申立てが行われたとき

支援課の要請に応じ、調査に協力します。

（3）その他の関係機関等の役割

ア 高齢・障害者権利擁護センター

虐待事案や差別事案に対してスーパーバイズを行う機能を持った機関です。医師及び弁護士が嘱託で在籍していますので、事例について相談したり、検討会議に専門職を招いてアドバイスを受けたりすることができます。

イ 障害者総合支援センター

就労に関する事案について、ジョブコーチや雇用創出コーディネーターと連携し、主に

事業所と相談者との仲介について協力するとともに、事案によっては就労支援の枠組みで対応します。

ウ 特別支援教育相談センター等教育機関

発達に関する課題、障害に関する教育的な相談や保護者や学校に対する支援を行っており、学校と保護者及び幼児児童生徒との仲介について協力します。また、特別支援ネットワーク連携協議会を通じて、医療、保健、福祉の各機関と連携し、課題の解決に向けた協議を行います。

エ さいたま市消費生活総合センター

主に、商品やサービスの分野において相談を行っている機関で、必ずしも障害を理由とする差別ではないと考えられる相談については、さいたま市消費生活条例の枠組みで対応することも有効と考えられます。

オ さいたま地方法務局（人権相談常設相談所）

人権擁護委員による相談窓口が設置されており、人権相談や被害の申告などを受けて、救済手続を開始します。人権擁護委員は法務局職員と協力して、情報の収集、人権侵犯事件の調査、処理に当たります。